

平塚市家計改善支援事業業務委託の質問及び回答

番号	質問内容	市回答
1	法律相談業務について、月1回、家計改善支援業務と同じに予約制で最大4時間程度の実施と示されていますが、多様な相談者への支援が可能となるように、例えば月2回トータルで4時間程度の実施など、複数回に分けて実施することは可能でしょうか。	発注者との協議のもと、利用者の事情等を考慮し、複数回に分けて実施することは可能です。
2	管理運営責任者について、事業を管轄する法人本部の職員が担うことでもよろしいでしょうか。	法人本部の職員が担うことも可能です。支援現場に必ずしも配置されている必要はありません。
3	窓口開設について、週16時間相当は支援員の休憩時間（1時間）を込みと考えてよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。例えば週1日2人体制で業務を実施した場合、1時間の休憩を除いた7時間が1人あたりの業務対応時間の想定です。